

ダメ。ゼッタイ。



Q

研究活動における不正行為とは？

捏造・改ざん・盗用・二重投稿・不適切なオーサーシップ

A

不正行為が認定された場合は、大学における処分や
国からの研究費の応募資格が剥奪されます。
また、大学全体の責任も問われます。

Q

研究費の不正使用とは？

架空発注・預け金・品名替え・カラ給与・カラ出張・
カラ謝金・二重請求・私的流用・虚偽申請

A

不正使用に係る通報窓口

東京都市大学 総務部門の長
03-5707-0104
soumu@tcu.ac.jp

研究活動の不正防止推進窓口

東京都市大学 研究推進課
03-6809-7484
sangaku@tcu.ac.jp

競争的研究費の事務処理相談窓口

東京都市大学 研究支援課
03-6809-7484
gaibushikin@tcu.ac.jp